

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地		2020年7月27日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 代表取締役社長 鈴木一也 電話 075-682-2310					
主たる業種	一般乗合・貸切旅客自動車運送事業				細分類番号	4 3 1 1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 京都府地球温暖化対策条例施行規則						
計画期間	2017年4月から2020年3月まで						
基本方針	エネルギー消費率の改善・廃棄物排出量の削減・自社環境マネジメントシステムに基づきCO <sub>2</sub> 排出量の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	総務人事部を環境事務局とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,945.1 トン	12,578.0 トン	12,277.6 トン	12,452.7 トン	-3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	13,116.3 トン	12,578.0 トン	12,277.6 トン	12,452.7 トン	-5.2 パーセント	
実績に対する自己評価	エネルギー消費の改善策を検討し、より効率的な事業運営に努めている。路線再編により走行距離が増加したため排出量も增加了。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10,000)	10.21	10.36	10.37	10.26	1.18 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価	高速線の廃止等により、燃費が悪化したため原単位あたりの排出量は增加了。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		109.0 パー セント	109.0 パー セント	109.0 パー セント	109.0 パー セント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。					
	(30) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。					
	(31) 年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	当社の路線沿線の企業と通勤用バスの契約を行い、その企業における自家用車通勤を抑制する取組みを行っている。 また、本社事務所はエコ通勤事業所として認定を受けている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関として地域の要請に応えるものである。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	低燃費車、アイドリングストップ装置装着車などを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。 また、環境定期券制度を導入し、土・休日のマイカー抑制に努めるなどの施策を行っている。						
特記事項	担当者は社外の環境セミナー等へ参加するなど情報を収集するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。